

一般社団法人学習圏開発機構 入会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人学習圏開発機構（以下「この法人」という。）の会員となるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 募集する会員は、以下のいずれかに該当する個人又は団体とする。

(1) 正会員 この法人の社員としての役割を担うことを目的として入会した個人または団体。

(2) 一般会員 事業に参加することを目的として入会した個人又は団体。

(3) 賛助会員 事業の賛助をすることを目的として入会した個人又は団体。

(入会)

第3条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に決定する。

(1) この法人の目的に賛同するものであること。

(2) この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会者は、入会后すみやかに以下に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

	入会金	会費/年
正会員	20万円	20万円
一般会員	なし	5千円
賛助会員	なし	個人 一口1万円として一口以上 法人 一口5万円として一口以上

(返還)

第5条 既納の入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。